

# 介護保険料の納め方

納め方は受給している年金<sup>\*</sup>の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。<sup>\*</sup>受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

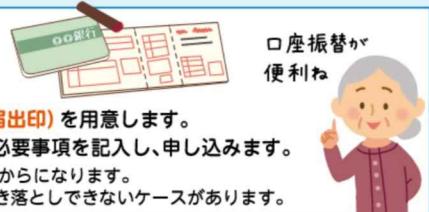
年金が年額**18万円未満**の方 → 【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 市区町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、

**介護保険料の口座振替が便利です。**

## 手続き



- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
  - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- \*口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌々月からになります。  
\*口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。



## 特別徴収

こんなときは、  
一時的に納付書  
で納めます！

- 年度途中で介護保険料が増額になった（増額分を納付書で納めます）
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになったなど

## 介護保険料を滞納すると？

### 【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いつたん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。（7～9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。）

### 【1年6ヶ月間滞納した場合】

市区町村から払い戻されるはずの給付費（7～9割相当分）の一部または全部を一時に差し止めなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

### 【2年以上滞納した場合】

本来1～3割である自己負担割合が3割（自己負担割合がもともと3割の方は4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。



## あなたの

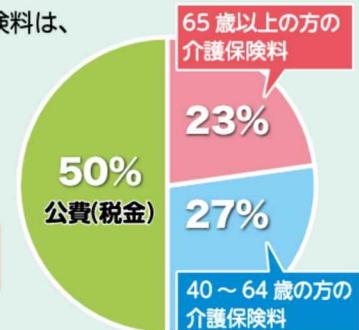
# 介護保険料を 確認しましょう



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、  
また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、  
社会全体で支えていくこうというしくみです。

## 介護保険の財源

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大変な財源となります。



負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率などをもとに決められます。



一人ひとりの保険料は介護保険の大変な財源です。  
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

八街市 高齢者福祉課  
TEL.043-443-1491

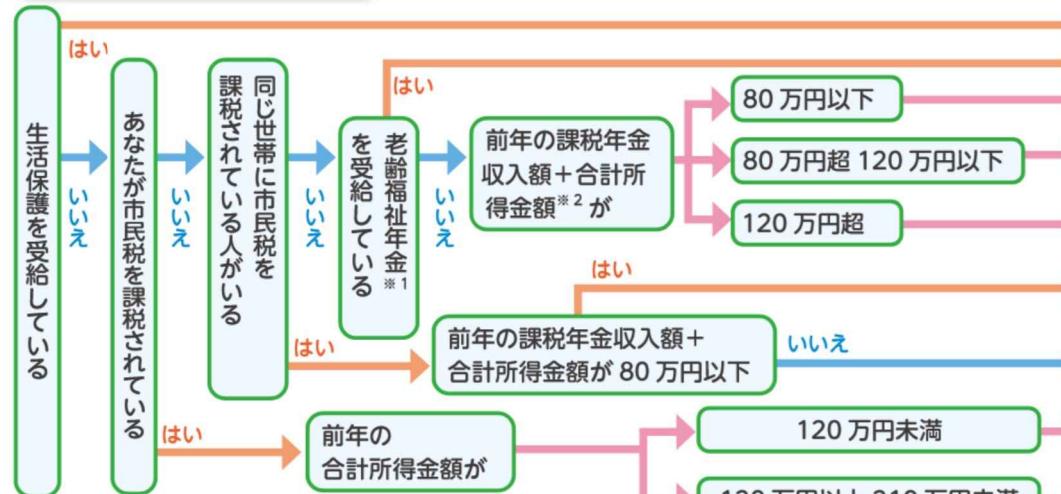
# 介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

## 基準額の決まり方

$$\text{八街市で必要な介護サービスの総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分 } 23\% \div \text{八街市に住む } 65\text{歳以上の方の人数} = \text{八街市の2023年度の保険料の基準額 } 63,200\text{円(年額)}$$

## あなたの介護保険料は?



※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。

●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、10段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.3	18,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.5	31,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.7	44,200円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	56,900円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.0	63,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	75,800円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	82,200円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	94,800円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の方	基準額 × 1.7	107,500円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が410万円以上の方	基準額 × 1.9	120,100円

## 介護保険 Q & A

**Q** 保険料はいつから納め始めるのですか?



**A** 保険料は、65歳の誕生日の前の月の分から納めます。

- 例 ●8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
- 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

**Q** サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか?

**A** 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。

**Q** 所得が少なくて保険料を納めなければならないのですか?

**A** 所得の少ない方については、負担が大きくならないように低い保険料額が設定されています。どうかご理解ください。なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市区町村の介護保険担当課にご相談ください。